

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項〕

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、評価方法は以下のとおりであります。

商品、製品、貯蔵品…………… 主として総平均法

仕掛品…………… 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…………… 3～15年

工具器具及び備品…………… 2～15年

無形固定資産…………… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、2008年3月31日以前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用…………… 定額法

3. 引当金の計上基準

賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

4. 消費税等の処理方法…………… 税抜方式によっております。

5. 当期純損益金額 35,687,759円

〔会計方針の変更に関する注記〕

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

〔重要な後発事象に関する注記〕

特にございません。